

高等学校の入学資格に係る留意事項等について（新規）

高等学校の入学資格について、高等学校入学資格の有無を判断する際の留意事項や考え方をまとめましたので、お知らせいたします。

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 4 日

各都道府県教育委員会高等学校事務担当課
各指定都市教育委員会高等学校事務担当課
各都道府県私立高等学校事務担当課
附属学校を置く各国公立大学法人の
附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付

高等学校の入学資格に係る留意事項等について（周知）

高等学校においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条において、高等学校の入学資格（以下「高等学校入学資格」という。）が定められていますが、高等学校入学資格の制度の運用において、適切な判断がされるよう、改めて制度の留意事項等について、お知らせいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の高等学校及び高等学校を所管する域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び高等学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属高等学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社及び高等学校に対して、本事務連絡の周知を図っていただくようお願いいたします。

記

- 1 外国籍の生徒及び学齢を経過した後に帰国した日本国籍の生徒（以下「帰国子女」という。）の高等学校入学資格について

高等学校入学資格については、学校教育法第57条及び学校教育法施行規則第95条に定められていますが、同規則第95条第5号については、各設置者及び高等学校等から、

その取扱いについて不明瞭であると御指摘いただくことがあります。

外国籍の生徒の場合は、外国におけるその国の正規の教育機関ではない学校、国内における外国の正規の教育機関及び国内における外国の正規の教育機関ではない学校を卒業した場合であっても、同規則第 95 条第 5 号により、高等学校の校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた場合、当該高等学校への入学資格を有します。また、帰国子女の場合は、外国におけるその国の正規の教育機関ではない学校を卒業した場合であっても、同規則第 95 条第 5 号により、高等学校の校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた場合、当該高等学校への入学資格を有します。なお、外国におけるその国の正規の教育機関ではない学校及び国内における外国の正規の教育機関ではない学校の教育課程が、国際的な認証団体から認定を受けているような場合には、そのことも参酌しながら、当該高等学校の入学を認めることも考えられます。

また、外国籍の生徒が、日本の高等学校への入学の相当年齢に達していない場合であっても、日本と外国の間の学年の始期及び終期並びに学年暦の違いに伴うわずかな年齢のずれ（1年以内のずれ）がある場合は、高等学校の校長が認めれば、当該高等学校に入学させることができると解されます。

2 高等学校等を卒業した者の再入学について

法令上、一度高等学校や特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）を卒業した者の再入学を禁止する規定はなく、一度高等学校等を卒業したことをもって、高等学校入学資格が無くなるものではありません。例えば、高等学校等に一度進学したものの、不登校等の様々な事情によって、実質的に十分な教育を受けられないまま高等学校等を卒業した者等であって、改めて高等学校で学び直す必要性を有し、そのことを希望する者については、一律に高等学校への再入学を妨げるのではなく、公平性や募集定員等の観点も踏まえつつ、柔軟に判断することが望ましいと考えられます。

【参照条文】

○ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第五十七条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

○ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第九十五条 学校教育法第五十七条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者

- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
高校教育改革係

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3482）